

○厚生労働省令第百八号

有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律（昭和四十八年法律第百十二号）第四条第一項の規定に基づき、有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律施行規則（昭和四十九年厚生省令第三十四号）の一部を改正する省令を次のように定める。

令和六年七月三十一日

厚生労働大臣 武見 敬三

有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律施行規則の一部を改正する省令

有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律施行規則（昭和四十九年厚生省令第三十四号）の一部を

次の表のように改正する。

(傍線部分は改正部分)

改正後			改正前		
別表第1 (第1条関係)			別表第1 (第1条関係)		
有害物質	家庭用品	基準	有害物質	家庭用品	基準
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
トリス(2,3-ジブロムプロピル)ホスフェイト	繊維製品のうち、寝衣、寝具、カーテン及び床敷物	<u>試料1gあたり8μg以下であること。</u>	トリス(2,3-ジブロムプロピル)ホスフェイト	繊維製品のうち、寝衣、寝具、カーテン及び床敷物	<u>検出されないこと。</u>
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
ビス(2,3-ジブロムプロピル)ホスフェイト化合物	繊維製品のうち、寝衣、寝具、カーテン及び床敷物	<u>試料1gあたり10μg以下であること。</u>	ビス(2,3-ジブロムプロピル)ホスフェイト化合物	繊維製品のうち、寝衣、寝具、カーテン及び床敷物	<u>検出されないこと。</u>
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

附 則

この省令は、令和七年四月一日から施行する。